

鳥取市地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する指導指針

平成24年4月1日 福祉保健部策定

(平成25年4月1日改正)

(平成27年4月1日改正)

(平成27年8月1日改正)

(平成28年4月1日改正)

(令和2年4月1日改正)

市民（被保険者）に対して安全で良質な地域密着型サービスを提供する観点から、指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第36号）及び指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号他厚生労働省老健局課長通知）（以下「国基準等」という。）に定めるもののほか、事業者が満たすべき具体的要件として、本指針を定めるものとする。

なお、本指針においては、地域密着型サービスには地域密着型介護予防サービスに関するものを含むものとする。

第1 共通事項

1 事業所の開設に関する基準

地域密着型サービス事業所（以下「事業所」という。）の開設に当たっては、事業者は開設を希望する介護サービスについて（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び認知症対応型共同生活介護を除く。）、事前協議を経た後、指定を受けて開設するものとする。

また、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び認知症対応型共同生活介護については、公募において指定予定事業者として選定された後、指定を受けて開設するものとする。

なお、事前協議または指定に当たっては、鳥取市介護保険等推進委員会（地域密着型サービス部会）の意見を聴取するものとする。

2 設備に関する基準

- (1) 建物及び設備の整備に当たっては、事業の継続性（利用者への援助の継続性）を十分に確保するものとし、賃貸借物件を使用して事業を実施する場合は、土地・建物ともに長期間（原則として6年以上）にわたり賃借できるものであるものとする。
- (2) 事業所の主要な設備は、原則として同一建物内に一体的に整備するものとする。やむを得ず同一建物内に一体的に整備できない場合は、人員配置や設備等から利用者の日常生活やサービス提供に支障がなく、防災上も問題ない場合に限るものとする。
- (3) 既存の建築物に事業所を開設する場合は、建築物の耐震性の確保に努めるものとする。

第2 認知症対応型通所介護

1 人員に関する基準

- (1) 生活相談員の資格要件で、社会福祉法第19条第1項各号で定められた者と同等以上の能力を有すると認められる者とは、介護保険事業所において3年以上の介護の実務経験を有する者とする。
- (2) 指定認知症対応型通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の指定認知症対応型通所介護以外のサービス（以下「認知症対応型通所介護事業所の設備を利用した宿泊サービス」という。）を提供する場合は、鳥取県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針（ガイドライン）（以下「鳥取県における宿泊サービスに関する指針」という。）第2の規定によるものとする。

2 設備に関する基準

- (1) 静養室は個室を基本とし、個室でない場合は遮へい物の設置等により利用者の静養に配慮した仕様でなければならない。
- (2) 認知症対応型通所介護事業所の設備を利用した宿泊サービスを提供する場合は、鳥取県における宿泊サービスに関する指針第3の規定によるものとする。

3 運営に関する基準

認知症対応型通所介護事業所の設備を利用した宿泊サービスを提供する場合は、鳥取県における宿泊サービスに関する指針第4の規定によるものとする。

第3 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護

1 設備に関する基準

- (1) 消防法施行令別表第一（6）項ハ（1）に掲げるもののうち、スプリンクラー設置が規定されていない事業所においても、スプリンクラーその他の自動消火設備の設置に努めるものとする。設備の設置及び防火安全対策に関しては、あらかじめ所轄消防署と協議し、その指示に従うものとする。
- (2) 居間及び食堂の合計面積は、3m²に通いの利用定員を乗じて得た面積以上を確保するものとする。
- (3) 事業所の設備は、厚生労働省令で定められた設備（居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備等）のほか、要介護者が利用しやすい便所及び洗面設備、事務室（個室又は遮へい物等により他の空間と仕切られた仕様）を設けるものとする。

2 運営に関する基準

- (1) 併設事業所の登録定員については、次に定めるところによる。
 - ア 小規模多機能型居宅介護事業所（以下「当該事業所」という。）トイに規定する施設（以下「特定施設等」という。）が同一建物内又は同一敷地内に併設される場合には、当該事業所の事業者（以下「当該事業者」という。）は、市が定める基準に基づき当該事業所の運営規程に自主基準を定めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、市が定める基準によらずに自主基準を定めることができる。
 - イ 特定施設等は、次の施設とする。
 - ① 有料老人ホーム（老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム）
 - ② 軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム）
 - ③ サービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規

定するサービス付き高齢者向け住宅であつて同項に規定する都道府県知事の登録を受けたもの)

④ 高齢者専用賃貸住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成23年国土交通省令第64号）の施行の際に現に同令第1条の規定による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）第3条第5号に規定する高齢者専用賃貸住宅）

ウ アの「市が定める基準」は、当該事業所の登録定員に占める併設された特定施設等の入居者の割合が5分の4以下とする。

エ 当該事業者は、自主基準と比較した登録定員に占める特定施設等の入居者の割合を当該事業所の運営推進会議において毎回報告するものとする。

オ 当該事業者は、運営推進会議の意見等を基に、小規模多機能型居宅介護に対する地域住民の利用希望を適切に把握するとともに、当該事業所に併設された特定施設等の入居者の利用希望を踏まえながら、それぞれの利用の調整を図るものとする。

カ 当該事業者は、やむを得ない理由により一時的に自主基準を超過して特定施設等の入居者に当該事業所の介護サービスを利用させる場合には、運営推進会議に自主基準を超過する理由、超過の解消に至る期間の見込みを説明し、了承を得るものとする。

キ 当該事業者は、やむを得ない理由により自主基準の変更が必要となる場合には、ウにおいて市が定める基準に基づき新たな自主基準に改定し、運営推進会議において了承を得るものとする。

第4 認知症対応型共同生活介護

1 設備に関する基準

(1) 認知症対応型共同生活介護の共同生活住居は同一階に設備を設けることを原則とし、やむを得ず同一階以外に設備を設ける場合は、人員配置や設備等から利用者の日常生活に支障がなく、防災上も問題ない場合に限るものとする。

(2) 事業所には、厚生労働省令で定められた共同生活住居のほか、事務室（個室又は遮へい物等により他の空間と仕切られた仕様）を設けるものとする。

第5 地域密着型通所介護

1 人員に関する基準

(1) 生活相談員の資格要件のうち、社会福祉法第19条第1項各号で定められた者と同等以上の能力を有すると認められる者とは、介護保険事業所において3年以上の介護の実務経験を有する者とする。

(2) 指定地域密着型通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の指定地域密着型通所介護以外のサービス（以下「通所介護事業所の設備を利用した宿泊サービス」という。）を提供する場合は、鳥取県における宿泊サービスに関する指針第2の規定によるものとする。

2 設備に関する基準

(1) 静養室は、個室を基本とし、個室でない場合は遮へい物の設置等により利用者の静養に配慮した仕様でなければならない。

(2) 通所介護事業所の設備を利用した宿泊サービスを提供する場合は、鳥取県における宿泊サービ

スに関する指針第3の規定によるものとする。

3 運営に関する基準

通所介護事業所の設備を利用した宿泊サービスを提供する場合は、鳥取県における宿泊サービスに関する指針第4の規定によるものとする。